

令和7年度 可搬型検査装置の定期点検業務
仕様書

1. 件名

令和7年度 可搬型検査装置の定期点検業務

2. 目的

本件は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)核燃料サイクル工学研究所 TRP廃止措置技術開発部において、施設の入域管理に使用している可搬型検査装置(爆発物検知装置)の性能維持を図ることを目的とし、当該装置の点検及び校正を行うものである。

3. 契約範囲

3.1 契約範囲内

可搬型検査装置(爆発物検知装置)の整備点検 計6台

【対象】

RS DYNAMICS 社製 爆発物検知器(mini EXPLONIX) 6台

3.2 契約範囲外

3.1 の契約範囲内に記載なき事項

4. 支給物件、貸与物件

4.1 支給物件

本件に係る支給物件はない。

4.2 貸与物件

下記の爆発物検知装置について、点検及び校正のため貸与する。

RS DYNAMICS 社製 爆発物検知器(mini EXPLONIX) 6台

5. 納期

令和8年2月27日

6. 点検校正場所

受注者の指定場所

7. 納入場所及び納入条件

7.1 納入場所

茨城県那珂郡東海村大字村松 4-33

原子力機構 核燃料サイクル工学研究所

TRP廃止措置技術開発部 核物質管理課 指定場所

7.2 納入方法

点検校正後持込渡し

8. 作業内容

8.1 対象機器

RS DYNAMICS 社製 爆発物検知器 (mini EXPLONIX) 6台

8.2 点検条件

mini EXPLONIX は施設内の点検作業において、常時6台を同時に使用することから施設点検に支障が生じないように、点検及び校正は複数回に分散し実施すること。

8.3 作業範囲

上記 8.1 項に示す装置の運用に支障が生じないように点検スケジュールを作成すること。

(1) 外観検査

目視により、装置本体の外観(有害な傷、汚れ等がないかなど)を確認すること。

(2) 感度検査

①mini EXPLONIX

標準サンプル(テストペンシル)を使用し、検出値が 5,000ng/s を上回ることを確認すること。

校正用サンプル(テストサンプル・ペン及びサンプリングストリップ紙)を使用して装置の校正を行うこと。

(3) アラーム機能検査

テストサンプル及びサンプリングストリップ紙を使用して、測定を行い、しきい値を超えたときアラームが吹鳴することを確認すること。

(4) 可動部等の部品交換

①電源スイッチカバーの交換を行うこと。

mini EXPLONIX 6台

②装置の吸引部のクリーニング、吸引パイプ及び吸引部フィルターの交換を行うこと。

mini EXPLONIX 6台

③その他、LCDの交換を行うこと。

mini EXPLONIX 1台

④その他、内部ポンプの交換を行うこと。

mini EXPLONIX 1台

8.4 整備点検中の代替機の貸与

当該品 mini EXPLONIX の点検期間中においては、8.2 項に示す条件(常時 6 台の運用)に支障が生じないよう、必要な台数の代替機の貸与を原子力機構に対して行うこと。

9. 提出図書

9.1 提出図書

- | | | |
|---------------|-----------|-----|
| (1) 点検報告書 | 作業終了後速やかに | 1 部 |
| (2) 点検(校正)証明書 | 作業終了後速やかに | 2 部 |

9.2 提出図書に関する注意事項

9.1 項の図書は原子力機構の確認を得ること。また、「点検報告書」には本契約名、提出日、受注者名等を明記すること。

提出先は、原子力機構 核燃料サイクル工学研究所 TRP廃止措置技術開発部 核物質管理課とし、提出期限を遵守すること。

10. 検収条件

8 項の「作業内容」の作業が完了し、9項「提出図書」の完納並びに原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時をもって検収とする。

11. 検査員

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 一般検査 | 管財担当課長 |
| (2) 技術検査 | TRP廃止措置技術開発部 核物質管理課長 |

12. 補償事項

受注者が作業中に重大な過失などにより当該品に損害を与えた場合は、これを補修もしくは良品と交換するものとする。

13. 協議事項

受注者は本仕様書の記載事項及び本件を履行する上で必要な各種の事項等について、疑義が生じた場合は原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。協議事項及び決定事項は議事録にて記録し、相互に確認する。また、協議により決定した事項は、提出図書に反映すること。

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本件において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適合する環境物品(事務用品、OA 機器等)が発生する場合は、これらを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書に用いる用紙は、グリーン購入法に該当するため、その基準を満たしたものであること。なお、本仕様書に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 本件に関し、当該装置の維持又は運用に係る技術情報(保安に係る)を提出すること。
- (2) 受注者は本件に基づく作業等を起因として異常等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、受注者が異常等の原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について原子力機構の確認を受けること。

以上